

公 告

京都市交通局管理規程 4 - 3 (京都市交通局契約規程) の一部を次のように改正する。

平成 1 8 年 4 月 7 日

京 都 市 公 営 企 業 管 理 者
交 通 局 長 島 田 與 三 右 衛 門

第 4 4 条 中 「書 面」 を 「管 理 者 の 文 書」 に ， 「又 は」 を 「ま た は ， 」 に 改 め ， 同 条 た だ し 書 き 中 「管 理 者 が」 を 「管 理 者 に お い て」 に 改 め る 。

第 5 6 条 の 見 出 し を 「 (履 行 後 の 補 償) 」 に 改 め ， 同 条 第 1 項 中 「 請 負 契 約 又 は 物 件 の 買 入 れ そ の 他 の 契 約 に つ い て は 当 該 契 約 の 目 的 物 に つ き 義 務 の 履 行 後 1 年 以 内 に ， 破 損 ， 変 質 ， 性 能 の 低 下 そ の 他 の 事 故 を 生 じ た と き は ， 契 約 の 相 手 方 は ， 災 害 そ の 他 自 己 の 責 に 基 づ か な い 理 由 に よ る も の を 除 く ほ か ， 」 を 「 契 約 の 相 手 方 は ， 義 務 の 履 行 後 当 該 契 約 で 定 め る 期 間 以 内 に 当 該 履 行 の 目 的 物 に つ き 破 損 ， 変 質 ， 性 能 の 低 下 そ の 他 の 事 故 を 生 じ た と き は ， 災 害 そ の 他 自 己 の 責 め に 基 づ か な い 理 由 に よ る も の を 除 く ほ か ， 」 に 改 め ， 同 条 第 2 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

2 管 理 者 は ， 契 約 の 相 手 方 が 前 項 の 規 定 に 違 反 し た と き は ， 相 手 方 の 費 用 負 担 に お い て 第 三 者 に こ れ を 履 行 さ せ る こ と が あ る 。

第 5 6 条 第 3 項 及 び 第 4 項 を 削 る 。

第 5 7 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

(かし担保の責任の特例等)

第57条 契約の相手方は、当該契約で定める期間、売買又は仕事の目的物のかしについて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負わなければならない。

2 前条第2項の規定は、契約の相手方が前項の義務を履行しない場合についても準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規定による改正後の京都市交通局契約規程の規定は、平成18年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)